

# 和東町職員倫理条例の概要

## 1 条例の目的

職員の職務に係る倫理を保持し、職務の執行の公平さに対する町民の疑惑や不信を招くことなく行動し、公務に対する町民の信頼確保を目指し条例を制定するものです。

## 2 主な規定内容

### (1) 条例の対象となる者等

地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する職員、任命権者等（副町長を含みます。）、事業者等及び町民です。

### (2) 職員の倫理原則

職員が遵守すべき職務にかかる倫理原則を明示しています。

- ア 公務員としての誇りを持ち、その使命を自覚するとともに職務に係る倫理の保持を図るため、次に掲げる事項を遵守します。
- イ 全体の奉仕者であることを自覚し、あらゆるものからの強要等の不当な要求に一切応じることなく、常に公正な職務の執行を図るとともに、公共の利益の増進を目指して職務を遂行します。
- ウ 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いません。
- エ 法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者や利害関係者から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けること等の町民の疑惑や不信を招くような行為をしません。

### **(3) 職員倫理規則**

職員の倫理原則を踏まえ、職員の倫理保持を図るために必要な事項に関する規則を定めます。

### **(4) 任命権者の責務、管理職員の責務、町民及び事業者等の責務**

町長等の任命権者、主幹以上の管理職員、町民及び事業主等のそれぞれの立場での責務を明示しています。

ア 町長等任命権者は、職員の公正な職務の執行及び倫理保持のために研修の実施その他必要な措置を講じます。

イ 管理職員は、常に率先垂範して服務規律の確保及び公正な職務遂行に努め、部下職員に指導及び助言を行います。また、職務に係る非行を発生させることのないよう、職務執行の方法を常に検討し改善を図ります。

ウ 町民及び事業者等は、公正かつ適正な行政運営の確保に積極的な役割を果たすよう務め、職員に対して公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めたり、社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をしてはいけません。

### **(5) 倫理監督者**

職員の倫理を監督し、及び職員の倫理の保持を図るため、倫理監督者を置きます。

ア 倫理監督者は、総務課長をもって充てます。

イ 倫理監督者は、職員に対し公務員としての倫理の保持に関する指導、助言等を行うとともに、必要な調査、報告等を行うことができます。

### **(6) 不当要求の拒否等**

職員は、違法又は公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為(不作為を含む。)を求める要求があったときは、これを拒否しなければなりません。また、不当要求行為等(公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為又は暴力行為等の社会通念上、相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図ろうとする行為)があった場合は、不当要求報告書を倫理監督者に提出します。

## **(7) 倫理通報**

職員は、この条例や職員倫理規則に違反する行為又はその疑いに関する通報を行う場合は、倫理監督者又は職員倫理規則で定める和束町職員倫理委員会に対し、誠実かつ詳細に行うよう努め、原則として自らの氏名を明らかにして行います。

## **(8) 不利益な取扱いの禁止等**

ア 何人も不当要求報告又は倫理通報をしたことを理由に、職員に不利益な取扱いを行ってはなりません。

イ 職員は、不当要求報告又は倫理通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けた場合は、任命権者又は和束町職員倫理委員会に対し、当該不利益な取扱いに関する申立てを行うことができます。

## **(9) 不当要求報告・倫理通報等に係る措置**

任命権者は、不当要求報告、倫理通報又は申立てに係る事実が判明したときは、次の措置を講じます。

ア 事実があることが判明したときは、当該行為者に対して必要な措置を講じます。

イ 事実がないことが判明した場合で、当該報告又は申立てによって名誉を害された者があると認めるときは、必要により当該名誉を回復するための措置を講じます。

## **(10) 職員の報告義務等**

職員は、事業者等から、贈与等（金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待）又は報酬として職員倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価格が職員倫理規則で定める額を超える場合に限る。）は、贈与等報告書を職員倫理規則で定める期間内に倫理監督者に提出します。

## **(11) 報告書等の保存及び閲覧**

不当要求報告書及び贈与等報告書は、5年を経過する日まで保存し、何人も、任命権者に対し、別に定めるところにより、報告書等の閲覧を請求することができます。

## (12) 懲戒処分等の公表

この条例又は職員倫理規則に違反する行為があることを理由に懲戒処分を行った場合に、職員の公務員倫理の保持を図るため特に必要があるときは、懲戒処分の概要の公表をすることができます。また、不当要求報告、倫理通報又は申立てにより措置を行った場合については、公表その他必要な措置を講じることができます。

## (13) 規則への委任

ア 条例の実施に関し必要な事項を規則で定めます。

イ 規則の主な内容

- (ア) 倫理行動規準の定義
- (イ) 利害関係者の定義
- (ウ) 利害関係者との間における禁止行為
- (エ) 利害関係者との間における禁止行為の例外
- (オ) 利害関係者以外の者等との間における禁止行為
- (オ) 職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止
- (カ) 講演等に関する規制
- (キ) 倫理監督者への相談
- (ク) 和束町職員倫理委員会の設置
- (ケ) 不当要求報告書・倫理通報・申立てに係る調査等の手続き
- (コ) 贈与等報告が必要な額
- (サ) 贈与等報告の提出時期
- (シ) 不当要求報告書・贈与等報告書等の様式
- (ス) 報告書等の閲覧時期